

福島市立地適正化計画 改定（概要版） ※当初策定：2019年（平成31年）3月

1. 防災指針の追加

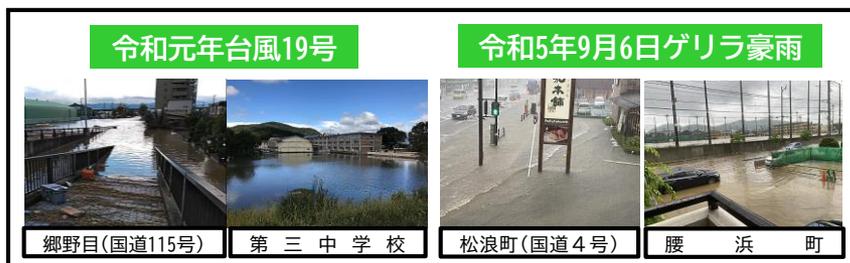
(1) 防災指針とは(都市の防災に関する機能の確保を図るための指針)

- ・居住や都市機能を誘導するうえで必要となる、都市の安全の確保を図る指針

⇒ 地域の防災・減災の目標を達成し、**安全で安心して住み続けられる都市を目指すために策定する取組み方針**

(2) 改定の背景

- ・近年の気候変動の影響により、令和元年の台風19号や令和5年のゲリラ豪雨等、**水災害（洪水・内水）が増加**



- ・令和2年6月 都市再生特別措置法が一部改正
⇒ 立地適正化計画の記載事項に**防災指針**が追加
- ・水災害が頻発・激甚化の傾向
⇒ 安全なまちづくりを推進するため、居住推奨区域における災害リスクに対して計画的かつ着実に減災・防災対策に取り組むことが必要



災害対策とまちづくりが一体となった取組みを推進することが重要

(3) 基本的な考え方及び取組み方針

① 水災害

- ・「福島市国土強靱化計画」「水害対策パッケージ」で実施されている水害対策等と連携しながら取組み方針を定める

■想定最大規模（L2：1,000年に1度のレベル）への取組み方針

避難を確実ににする 【命を守る】

取組方針	市の具体的な取組み	令和11年までの目標 ^{※1}	備考
避難を確実にする取組み	早期避難についての周知・浸透		
	継続的に取組む施策		
	▶ 洪水ハザードマップの周知・浸透	継続実施	
	▶ ため池ハザードマップの周知・浸透	継続実施	
	▶ 防災訓練や講話による「自助」意識付けの推進	継続実施	
	▶ マイ・タイムライン等の普及及び訓練の実施	継続実施	
	▶ 地区防災計画の作成支援	継続実施	
	現在実施中で継続的に実施していく施策		
	▶ 要配慮者利用施設の避難確保計画の策定支援	計画策定率100%	
	▶ 個別避難支援プランの策定支援	策定率100%	浸水想定区域内を優先
▶ まるごとまちごとハザードマップの整備	整備率100%		
分かりやすい避難情報の発信			
現在実施中で継続的に実施していく施策			
▶ 地域防災計画（指定避難所等）の見直し	毎年検討を加え、必要に応じて見直し		
今後検討していく施策			
▶ 3Dシステムによる浸水リスクの可視化	整備率100%		

■計画規模（L1：50～150年に1度のレベル）への取組み方針

住宅被害の軽減を図る 【住宅を守る】

取組方針	市の具体的な取組み	令和11年までの目標 ^{※1}	備考
住宅被害を軽減する取組み	河川や下水道等の雨水対策		
	現在実施中で継続的に実施していく施策		
	▶ 阿武隈川堤防浸透対策・河道掘削（国）	継続実施	
	▶ 濁川河川改修（堤防整備・護岸整備）（県）	継続実施	
	▶ 市管理河川の整備	整備率100%	16河川、延長2.0km
	▶ 下水道（雨水渠）の整備促進（咸川整備）	整備率100%	延長890m
	▶ 被害発生のおそれが高い地区での雨水管渠の計画的な整備	継続実施	
	施設の一体的・総合的な整備等による浸水・治水対策		
	現在実施中で継続的に実施していく施策		
	▶ 既存雨水排水施設（ポンプ場等）の耐水化（全体5基）	4基整備	郷野町3基 郷野目1基
今後取り組んでいく施策			
▶ ガイドライン ^{※2} の策定	R6～R7策定		
貯留施設と浸透施設の設定・検討			
現在実施中で継続的に実施していく施策			
▶ 開発行為による貯留施設の設定	開発行為者に義務付け		
▶ 田んぼダムの取組みによる浸水対策	整備区域の拡大	5地区以上	
今後検討していく施策			
▶ 公共施設、民間施設、一般住宅への貯留施設検討	補助制度について検討		

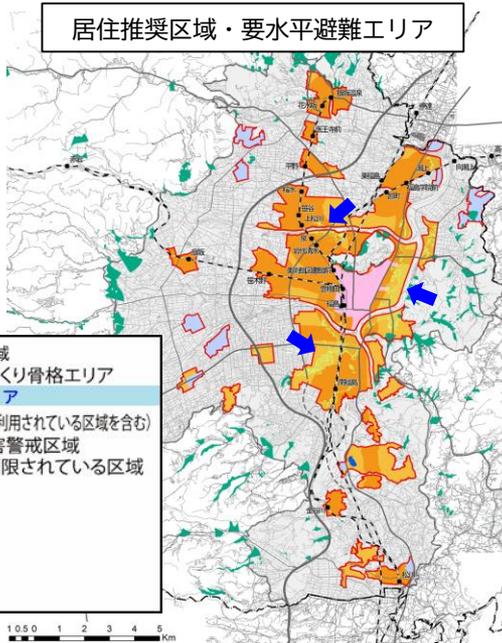
② 大規模盛土造成地

- ・居住推奨区域の全域を宅地の防災対策を促進する区域として取組み方針を定める
⇒ 安全性確認の結果、喫緊の課題はないことを確認したため、変動予測調査等による宅地の安全確保を図る取組みとする

福島市立地適正化計画 改定（概要版）

(4) 居住推奨区域における要水平避難エリアの設定

- ・居住推奨区域※において、
計画規模（L1）で0.5m以上の浸水が想定される区域を
早めの避難を促す**要水平避難エリア**として設定する
- ・ただし、立地適正化計画区域（都市計画区域）内外を問わず、
早期の避難を促していく



※立地適正化計画で設定している区域

○居住推奨区域

一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導するべき区域
→ 右図  のエリア（市街化区域；工業専用区域等を除く）

○都市機能区域

医療・福祉・商業・教育等の高次都市機能を都市の中心拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域
→ 右図  のエリア（中心市街地を基本とした区域）

2. 誘導施設の追加

(1) 誘導施設とは

- ・都市機能区域内に誘導する広域的な医療・福祉・商業・教育等の高次都市機能施設（下表参照）

(2) 追加する施設

- ・高等学校及び公立以外の中学校・小学校

(3) 改定の理由

- ・高等学校は大学等と同様に高次都市機能
→ 高次都市機能を都市機能区域内に集約していくため、
誘導施設に位置づける
- ・国立・私立の小・中学校は広域を対象としている
→ 市外の住民も対象とした施設については、その利用者（通学者）の増減が公共交通の維持に大きく影響するため、
施設に位置づける

<誘導施設一覧>

都市機能	誘導施設	面積規模等	都市機能区域内の既存施設
医療施設	地域医療支援病院 (医療法第4条)	延床面積： 10,000㎡以上 ベッド数： 200床以上	大原綜合病院 福島赤十字病院
文化施設	図書館（図書館法第2条第1項） 美術館（博物館法第2条第1項） 公の施設（地方自治法第244条）	延床面積： 6,000㎡以上	県立図書館 県立美術館 音楽堂 等
商業施設	小売商業施設 (県商業まちづくりの推進に関する 条例第2条の7)	売場面積： 6,000㎡以上	MAXふくしま エスバル福島 A X C 等
行政施設	地方自治法第4条第1項 に定める施設	延床面積： 6,000㎡以上	県庁 福島合同庁舎 等
教育施設	大学（学校教育法第83条） 短期大学（同第108条） 専修学校（同第124条） 追加 高等学校（同第50条） 公立以外の 中学校（同第45条） 小学校（同第29条）	延床面積： 6,000㎡以上	県立医大保健科学部 福島学院大駅前キャンパス 桜の聖母学院短大 追加 県立福島高校 県立橋高校 松韻学園福島高校 福島大学附属小 桜の聖母学院小